

社会保障・税番号制度について、国民の理解を得ながら、その着実な導入を図るとともに、社会保障・税番号の利活用を推進し、国民の利便性の向上を図ること(施策番号Ⅺ-1-2)

添付資料

マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度は、国や地方公共団体等において行政運営の効率化が図られるとともに、国民にとっては公正な給付・負担の確保、行政手続きの簡素化による負担軽減等により、利便性の高い社会を実現するための社会基盤(インフラ)となるもの

個人番号

※1 利用: 国地方公共団体等それぞれの機関内部で用いること

- 住民票に記載の特定の個人を識別するための12桁の番号
- 市町村長が通知カードにより通知(平成27年10月5日から)
- 利用(※1)可能分野を法定。当初は、社会保障、税、災害対策分野のみ

個人番号カード

- 個人番号カードは申請に基づき市町村長が交付(平成28年1月1日から)
- ICチップ内に基本4情報、個人番号を記録。本人確認、番号確認に利用
- 市町村はICチップの空き領域を利用して独自の住民サービスも可能

法人番号

- 特定の法人等を識別するための13桁の番号。国税庁長官が指定、通知
- 原則公開され、官民間問わず自由な利用が可能

情報連携

※2 提供: 国地方公共団体等が外部の他の機関に用いさせること

- 国や地方公共団体等の複数の機関がそれぞれ管理している特定の個人の情報を個人番号と紐付けし、情報提供ネットワークシステムを介して相互に授受することで同一人物であることの確認を円滑に行う仕組み
- 国民は、国や地方公共団体等の行政手続きで添付書類の削減等簡素化
- 行政は、情報の名寄せ、突合等に要する行政コストが節減。運営効率化
- 提供(※2)可能分野を法定。当初は、社会保障、税、災害対策分野のみ

個人情報保護

※3 特定個人情報: その内容に個人番号を含む個人情報

- 原則、特定個人情報(※3)の提供(本人同意あっても)、収集・保管を禁止
- 特定個人情報保護委員会を設置。特定個人情報の適正な取扱いを監視監督
- 特定個人情報を保有するに際し、特定個人情報保護評価(PIA)を義務付け
- 国民は、インターネット上で「マイナポータル」通じ情報連携記録を確認できる

個人番号の利用分野		利用開始	情報連携開始
社会保障分野	年金分野	平成28年1月から	国等の間では、平成29年1月から (P)日本年金機構の開始時期 国地方公共団体等の間では、平成29年7月から
	労働分野		
	福祉・医療・その他分野		
	税分野		
	災害対策分野		1

※ 上記のほか、地方公共団体が、上記の事務に類する事務を独自に行う場合についても、別途、条例で定めれば個人番号の利用や情報連携が可能

マイナンバー制度の全体スケジュール

平成25年 5 月

番号関連法の成立・公布

平成26年度～

国や自治体等のシステム改修等

平成27年10月～

国民への個人番号の通知の開始

平成28年 1 月～

順次、個人番号の利用の開始

個人番号カードの交付の開始

(個人の申請により市町村が交付)

平成29年 7 月 目途～

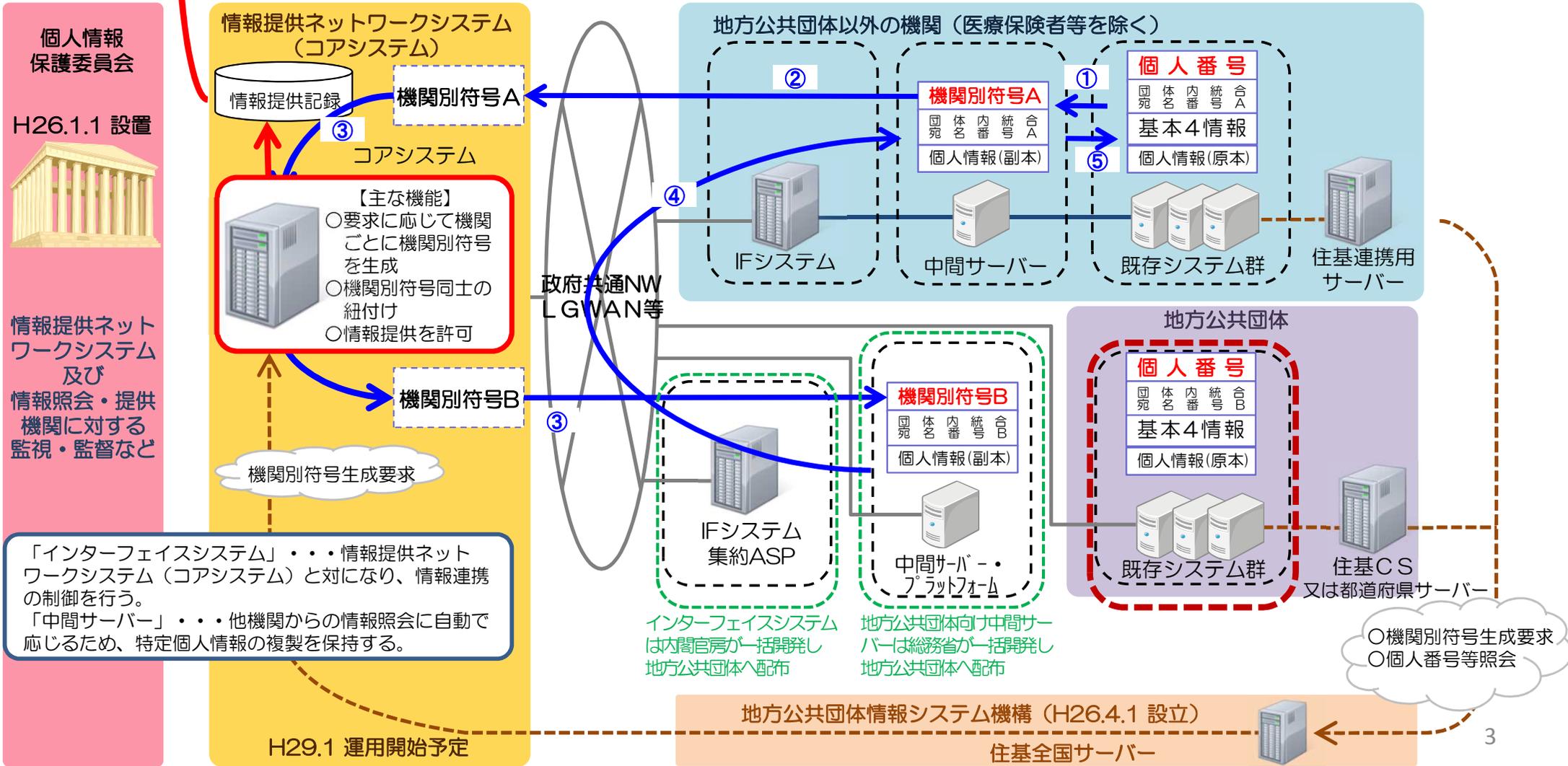
地方公共団体・医療保険者等との
情報連携も開始

※ 日本年金機構については、①マイナンバーの利用の事務は、平成29年5月31日までで政令で定める日までの間は、②特定個人情報の照会及び提供（情報連携）の事務は、平成29年11月30日までで政令で定める日までの間は、行うことができない（平成27年番号法改正で規定）。

マイナンバー制度における情報連携の概要（具体的な流れ）

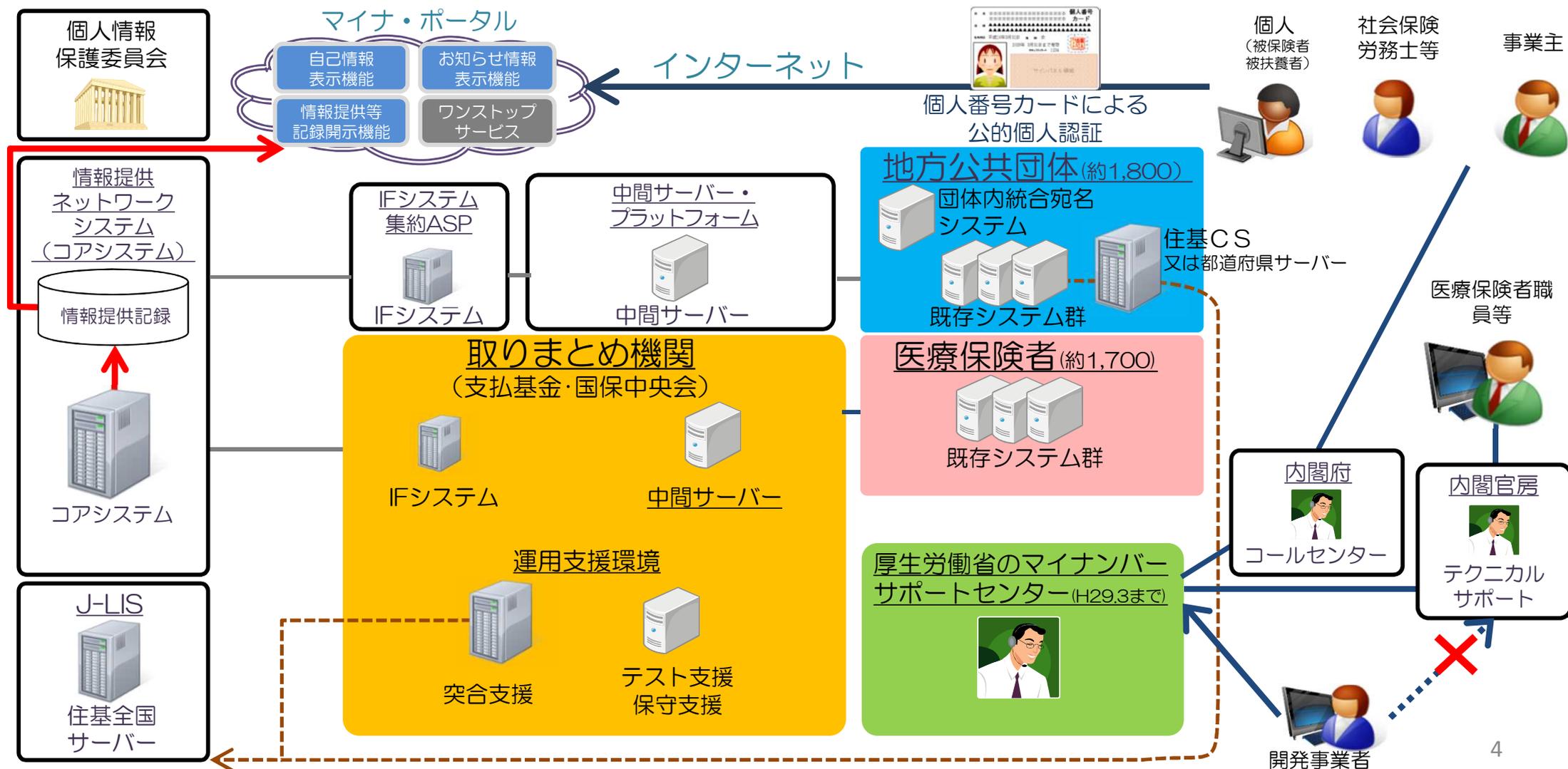
～情報連携の概要(説明のため一部簡略化しています)～
 前提 既存システムは中間サーバーに副本を登録しておく
 ① 既存システムは中間サーバーへ情報照会を要求する。
 ② 既存システムから照会を受けた中間サーバーは、符号を付けてコアシステムへ照会する。
 ③ コアシステムは届いた符号を照会先の符号へ変換し、照会先の中間サーバーへ照会を依頼する。
 ④ コアシステムから照会を受けた照会先中間サーバーは、該当する個人情報(副本)を抽出し、照会元中間サーバーへ情報を送る。
 ⑤ 中間サーバーは既存システムへ情報を届ける。

情報保有機関単位で機関別符号を取得し、それぞれが保有する中間サーバー同士がコアシステム経由で接続し情報連携する。



番号制度導入に伴う医療保険者等のシステム構成の概要

- 厚生労働省において、医療保険者等の業務特性を踏まえた医療保険者等向けの中間サーバーを構築。
- 構築にあたって、総務省が先行して設計・開発等を進めている「地方公共団体向け中間サーバー・ソフトウェア」の設計・開発成果物を参考にする。
- 医療保険者等向け中間サーバー等を取りまとめ機関に集約することにより、約1,700に及ぶ医療保険者の既存システム改修にかかる負担を軽減。



番号導入効果 国民健康保険分野における番号利用・情報連携の手続例

例) 国民健康保険の資格取得の届出、受理

※本人確認措置を行う主体については記載を省略している。

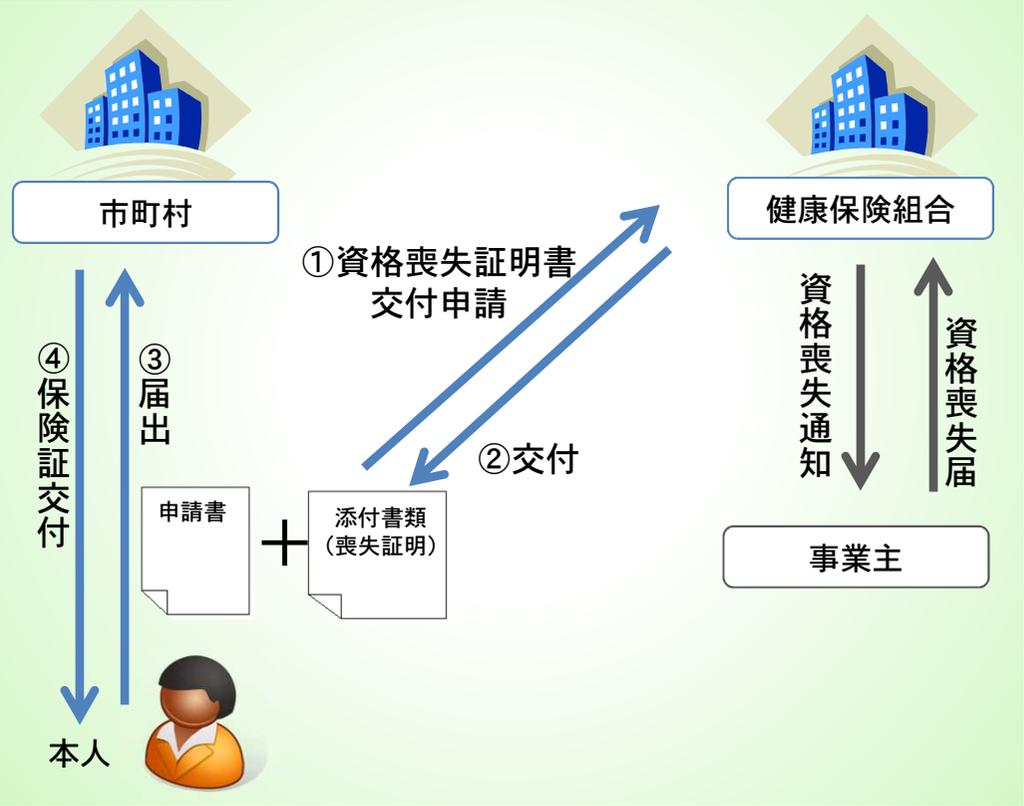
1. 番号利用の概要

国民健康保険の資格取得届にマイナンバーの記載欄を追加し、届出を受ける際に、対象者のマイナンバーを取得し、管理することとなる。

2. 情報連携の概要

資格取得届の審査の際に、上記により取得したマイナンバーにより、情報提供ネットワークシステムを利用して、前医療保険者から資格喪失に関する情報を取得する。

現状



今後

